

新潟県情報公開審査会は、「生活保護の収入申告に必要となる書類の提出根拠を示す書類」の公開決定に対する審査請求について、答申を行いました。

新潟県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、新潟県知事（以下「実施機関」という。）からの諮問に対し、対象行政文書の特定に誤りがあるため、一部の行政文書について公開決定した部分を除き、これを取り消し、改めて、本件審査請求の対象となる行政文書を特定した上で、公開するかどうかの判断をすべきである旨の答申を行いました。

この諮問は、実施機関による全部公開決定を不服とした請求者（審査請求人）からの審査請求を受けて行われたものであり、審査会では、本件処分の妥当性について判断し、答申を行いました。

1 公開請求の対象とされた行政文書

生活保護の収入申告に必要となる書類の提出根拠を示す書類

2 審査会の判断の要旨

書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは、公開請求の対象となる「行政文書」からは除かれるため、本件処分のうち、これを対象行政文書として特定して公開決定した部分については、これを取り消し、改めて、本件審査請求の対象となる行政文書を特定した上で、公開するかどうかの判断をすべきである。

3 答申までの経過

- ・令和7年1月16日 請求者による公開請求
- ・令和7年1月30日 実施機関による公開決定
- ・令和7年5月1日 請求者による審査請求
- ・令和7年7月16日 実施機関から審査会へ諮問
- ・令和8年6月23日 審査会から実施機関へ答申

4 その他

答申文については、新潟県ホームページに掲載します。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/bunsho/jouhoukoukaishinsakai.html>

本件のお問い合わせ

法務文書課行政情報室 担当：飯野、古澤
(直通)025-280-5021 (内線)2088